

「設置・運営に係る基本条件」 (キッチンカー・フードトラック)

この基本条件は、八幡市役所本庁舎キッチンカー (フードトラック) 設置・運営事業者公募に関する事項に付随するものについて定めるものです。

1 運営条件

- (1) 設置・運営期間は「八幡市役所本庁舎キッチンカー (フードトラック) 設置・運営事業者公募要領」によるものとします。
- (2) 設置・運営場所は、市が指定する場所とし、一日1台の設置を原則とします。

2 設置及び撤去の条件

- (1) 車両の搬入及び準備は、午前8時30分から可とします。また、搬入にあつては、周囲の通行者に注意し、ハザードランプを点滅させながら、最徐行で搬入してください。
- (2) 運営時間は午前9時から午後4時の範囲内とします。設置・営業に伴う一切の費用は、事業者の負担とします。運営に際し必要な電源について、市役所の電源が必要な場合は電気使用料として、一日500円を徴収します。
- (3) 車両の片づけ及び搬出は、午後4時まで完了してください。また、搬出にあつては、周囲の通行者に注意し、ハザードランプを点滅させながら最徐行で搬出してください。
- (4) 車体の大きさは、「八幡市役所本庁舎キッチンカー (フードトラック) 設置・運営事業者公募要領」に定める貸出面積範囲内で設置できるものとし、本市の指示に従い、指定する場所に設置してください。
- (5) 車両に併設して、販売口脇等にゴミ箱等を設置若しくは、使用済容器回収ボックス等を適宜設置することとし、また、ゴミは持ち帰ってください。
- (6) 来庁者の転倒等事故防止のため、必要に応じて設置に際し引いたコード類をテープやマット等で保護する等、安全対策を図ってください。
- (7) 看板・メニューボードは最小限とし、飛散・倒壊防止の措置を講じてください。
- (8) イス・テーブルの設置は原則として行わないこととします。
- (9) 車内外の整理整頓、清潔感を保つよう留意してください。(車外には荷物や食材を出さないでください。)

3 販売品目の条件

開庁日の午前11時から午後1時までをコアタイムとし、昼食を主としたメニューの提供を必須とします。

4 維持管理

- (1) 商品補充、金銭管理などの維持管理は適切に行い、商品の品質管理に十分注意してください。
- (2) 水道の使用は不可とします。
- (3) ゴミ及び、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収し、周辺の清掃も行ってください。
- (4) 設置・運営事業者は、食品衛生法に基づく営業許可を取得、かつ、営業時には「営業許可済標識」を貼付してください。
- (5) 出店者は、問合せ等に対応するため、連絡先を明記してください。
- (6) エンジン音などに注意を払い、可能な限り静音対策を講じてください。
- (6) その他、必要に応じ、本市と協議を行ってください。